

○奈良県警察指掌紋取扱規程
(平成11年7月22日訓令第16号)

この訓令は、指掌紋取扱規則(平成9年国家公安委員会規則第13号)及び指掌紋取扱細則(平成9年警察庁訓令第11号)に定めるもののほか、奈良県警察における指紋及び掌紋の取扱いについて必要な事項を定めることを目的としています。